

報 告 事 項
令和3年1月27日
学 校 教 育 課

新型コロナウイルス感染症の感染状況に伴う下関市立学校の対応について

本市における新型コロナウイルス感染症の感染状況に対し、今後の感染拡大を防ぐため、下関市立小学校、中学校及び下関商業高等学校における学校活動について下記のとおり指示したので報告いたします。

1 授業

以下の学習活動は、一時的に停止すること。

(1) 各教科共通

- ・長時間、近距離で対面式となるグループ活動等
- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動

(2) 音楽

- ・近距離で行う合唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏

(3) 家庭、技術・家庭

- ・調理実習

(4) 体育、保健体育

- ・密集する運動
- ・近距離で組み合ったり接触したりする運動

※ 可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。

2 学校行事等

参観日や持久走大会等、多数の保護者等が来校する行事については、実施内容や方法を検証し、中止や延期も検討すること。

3 給食、弁当、教職員の食事等の飲食

飛沫感染、接触感染を避けるため、再度徹底を図ること。

- ・給食（食事）の前後で、流水と石けんで手洗いをする。
- ・机を向かい合わせにしない。会話を控える。
- ・食事後の歓談時には必ずマスクを着用する。

4 部活動等

- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は、できるだけ避けること。
- ・市外・県外にある団体との活動は、中止又は延期すること。
- ・活動場所は当該校のみとして、活動時間は通常どおりとする。
(現在の学校の総下校の時刻は変更なし)

5 口腔衛生活動

小学校におけるフッ化物洗口、歯みがき等は中止すること。

6 対象期間

令和3年1月19日から当面の間

新型コロナウイルス感染症対策に伴う社会教育施設等の使用制限に
ついて

国において11都府県を対象として緊急事態宣言が発令されたこと、及び本市において複数のクラスターが発生したことを受け、新規感染者数を減少させ、医療提供体制のひっ迫を回避するため、令和3年1月20日に開催の第29回下関市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、「公共施設の運営等に関する基本方針」が見直されたため、下記のとおり教育委員会所管施設の使用制限を行うことといたしました。

記

1. 公共施設の運営等に関する基本方針

(公共施設の運営)

- (1) 公共施設については、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保、3密（密閉・密集・密接）回避の対策を講じることとし、感染防止対策が講じられない利用については、引き続き許可を行わない。
- (2) 県外の方の公共施設の利用はご遠慮いただき、開館時間を原則午後5時までに短縮する。

※波線部が改正（追加）部分

2. 県外の方の公共施設の利用制限の概要

- (1) 主に市民向けの施設（公民館、図書館、学校体育施設の一般開放等）
⇒県外の方の利用を不可とする
- (2) 主に観光客向けの施設（旧下関英国領事館、歴史博物館、土井ヶ浜・人類学ミュージアム、考古博物館、豊田ホテルの里ミュージアム等）
⇒県外の方の利用自粛を要請する

3. 実施期間

緊急事態宣言期間中（2月7日まで）を想定。ただし、感染拡大の状況により延長もあり得る。

以上